

投資審査会議規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第52条第2項に基づき民間公益活動促進業務規程（以下「業務規程」という。）第11条第2項に規定する審査会議の構成及び運営に関し必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な運営に資することを目的とする。

(任 務)

第2条 投資審査会議は、資金分配団体の選定に向けて必要な審査を行う。

2 資金分配団体の選定は、理事会が決定するものであり、投資審査会議は理事会決定に必要な事項について整理するものである。

(構 成)

第3条 投資審査会議は、民間公益活動につき知見を持ち、投資審査に必要とされる領域の専門家又は有識者の中からこの法人の理事会で選任され、理事長の委嘱を受けた委員で構成する。

2 投資審査会議の委員（以下「審査委員」という。）は、10名以内とする。

3 投資審査委員については、資金分配団体等（業務規程第7条第3項第2号イに定めるファンド出資の場合はファンド運営者、同号ロに定める法人出資の場合はコンソーシアム構成企業も含む。以下同じ）、活動支援団体若しくは民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第19条第2項第3号イに規定される実行団体又は支援対象団体又はこれらの団体に申請しようとする団体（法人出資の場合はコンソーシアム構成企業も含む）の役員又はこれに準ずる者は選任しない。

4 資金分配団体等、活動支援団体若しくは実行団体又は支援対象団体又はこれらの団体へ申請しようとする団体の役員又はこれに準ずるものに就任する場合には、事前に理事長に書面で申告するものとし、その場合辞職等利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨委嘱の条件を明示するものとする。

(任期及び報酬等)

第4条 投資審査委員の任期は、原則として前条第1項の委嘱又は指定を受けたときから1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 投資審査委員に対して支払う報酬等の額は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第5項の規定を準用する。

3 投資審査委員の氏名は、原則として公開する。

(開催及び招集)

第5条 投資審査会議は、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）が招集する。

(議 事)

第6条 投資審査会議の委員長は、理事長が委嘱する。

2 投資審査会議の審査に必要な場合には、申請者から説明を求めることができる。

3 前項の説明の聴取は、投資審査委員および当機構の職員が共同で行う。

(理事会への報告)

第7条 委員長は、投資審査会議で整理した事項について、理事会に報告する。

(庶 務)

第8条 投資審査会議の庶務は、出資事業部が行う。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月19日理事会決議)

投資審査会議規則 細則

1. 投資審査会議規則 第4条第2項に定める、投資審査委員に対して支払う報酬の額について、以下 の通り定める。

- (1) 投資審査会議への出席は、1時間あたり3万円を支給する
- (2) 投資審査に関わる会議（理事会等）への出席1回あたり 日額3万円を支給する
- (3) 資金分配団体の選考審査は、1時間あたり 15,000円を支給する。